

【別紙1：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条
第1項第2号に掲げる書類】

事業 年度	自	令和3年4月1日	法人コード	A010473
	至	令和4年3月31日	法人名	公益社団法人栃木県不動産鑑定士協会

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益社団法人栃木県不動産鑑定士協会		
設立登記日(注)	平成25年4月1日		
法人の目的	<p>不動産鑑定士(不動産鑑定士補を含む。以下同じ。)の社会的使命及びその職責に鑑み、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会(以下「連合会」という。)と連携を保ちつつ、不動産鑑定士の品位の保持及び資質の向上を図り、あわせて不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善、調査研究、知識の普及啓発を行い、もって、不動産の適正な価格の形成を通じて実現される国民福祉、県民福祉の増進への寄与、並びに不動産鑑定評価制度の一層の発展に資することを目的とする。</p>		
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	
	栃木県	宇都宮市東宿郷4丁目2番20号	
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)	<p>当法人の会員は、正会員、賛助会員及び名誉会員とする。 2正会員は、次の各号の一に該当する資格を有し、当法人の目的に賛同した者とする。 (1)栃木県内に住所を有する不動産鑑定士(ただし、栃木県外の不動産鑑定業者の事務所に勤務地を有する者を除く。) (2)栃木県外に住所を有する不動産鑑定士であって、栃木県内に勤務地を有する者 3 賛助会員は、次の各号の一に該当する資格を有し、当法人の目的に賛同した者とする。 (1)不動産鑑定士試験合格者 (2)不動産鑑定士試験第二次試験合格者 (3)不動産鑑定士の登録資格を有する者 4 当法人に特に功労のあった者又は学識経験者で理事会の推薦を受け総会の決議を経た者は、名誉会員となることができる。 5当法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員は、第2項に定める正会員である者とする。 当法人に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長あて提出し、理事会の承認を得なければならない。 2賛助会員になろうとする者は、正会員2名以上の紹介を要する。 3定款第5条第4項の規定により名誉会員となることについて総会の決議を経た者は、その承諾書をもって入会とみなす。 会員は、所定の退会届を会長に届け出ることにより、いつでも退会することができる。 会員が次のいずれかに該当するときは、会員資格を喪失する。 (1)前条に基づき退会になった場合 (2)次条に基づき除名となった場合 (3)会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき (4)総正会員が同意したとき (5)成年被後見人又は被保佐人となった場合及び死亡した場合 (6)不動産の鑑定評価に関する法律(以下、「不動産鑑定法」という)第20条又は第40条の規定による登録の消除を受けたとき</p>		
社員の数(公益社団法人のみ)	52 人		

注 旧民法に基づき設立された法人にあっては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%超		
第2段階の合計	収入の額		費用の額
	66,624,266 円		67,598,993 円

収入＞費用の場合の対応	
-------------	--

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率 (①欄の額÷①欄～③欄の合計額)		91.6 %
①	公益実施費用額	67,555,953 円
②	収益等実施費用額	1,379,306 円
③	管理運営費用額	4,842,062 円

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	0 円	うち個人から	円
		うち法人から	円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	775 円
-------------	-------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	50,529,077 円	負債額	1,917,845 円
		正味財産額	48,611,232 円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	67,555,953 円
遊休財産額	47,269,293 円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(①欄+②欄の合計額)		1,233,365 円
①	公益目的増減差額	0 円
②	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	1,233,365 円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	1,055,000 円
(うち、退職手当の額)	0 円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。